

平成 20 年

第 4 回市議会定例会 議案第 18 号

函館市火葬場条例の一部改正について

函館市火葬場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 12 月 4 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市火葬場条例の一部を改正する条例

函館市火葬場条例（平成 4 年函館市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 死亡の時、死産の時または使用の許可（生者の身体の一部に係る使用の場合に限る。）の時に、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）または外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の規定に基づき、市の住民基本台帳または外国人登録原票に記録または登録をされていない者の死体、死産児または身体の一部に係る使用の場合は、この表の規定による使用料の額を 2 倍した額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

市の住民基本台帳に記録等をされていない者に係る使用料の額を2倍とするため